



④路上で生活する子どもたち(ブラジル)

④基本的人権

人権は、すべての人が平等にもち保障されなくてはならないものだね。



現在、世界には家庭の保護を受けられずに、街頭で暮らす子どもたちが1億人以上いるんだ。



4 基本的人権と個人の尊重

▶ 基本的人権を尊重するとは、どのようなことが、考えてみましょう。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

④日本国憲法に見る基本的人権の享有

基本的人権の保障

日本国憲法は、わたしたちが自由に人間らしく生きることができるよう、自由権、平等権、社会権などの基本的人権を、おかすことのできない永久の権利として保障しています。人権保障の基本には、何よりも、一人ひとりの個人をかけがえのないものとして大切にしようという考えがあります。それが「個人の尊重」の原理です(憲法第13条)。

わたしたちは、ふだんの生活のなかで、人権について常に考えているわけではありません。しかし、人権がいかに大切かは、例えば、反政府の政治家がとらえられたり、紛争のために難民が多数生じたり、ストリートチルドレンが路上で暮らしていたりする国を見れば、よくわかります。

人権の保障は、まず第一に国家に向けられています。国家に対して、個人を尊重して自由な活動や幸福で平和な生活を実現することを要求しているのです。いっぽう、国の側からいえば、国家は個人の自由を侵害してはならず、個人の生活を豊かにする政策をおし進めなければなりません。

(子どもたちが自分のことばであらわしたもの)
第31条

遊び、遊ぶ、遊べ、遊んじゃえ！
ほくら子どもは、くあいがわるいときや震れたときは、もちろん休んでもいい。勉強や仕事のあいまにだって、休みは必要だ。そしてヒマな時間もある。そういうときは、ほくらの年に合った遊びをしたり、みんなでいるのが楽しいことをしたり、本を読んだり、絵をかいたり、なにかにつったり、スポーツをしたり、好きなようにしていいんだ。
ほくらがそうやっているんことをするために、国はそれを大事にして、応援してほしい。そのためのチャンスが、みんなに同じようにいきわたるように、とかさ。



第31条(政府訳)
1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

個人の尊重と平等

個人の尊重と自由は、平等の原理とのかく結びついています。なぜなら、ある人を特別に有利にあつかったり、不利にあつかったりすれば、個人の尊重がそこなわれるからです。一人ひとりをかけがえのない個人として尊重するためには、すべての人を差別なく平等にあつかることが必要になります(平等権)。

子どもの人権

子どもにも人権があります。子どもは、まだ成長段階にあるため、親の保護を受けたり、飲酒の禁止などの特定の制限を受けたりします。しかし、子どもも一人の人間として尊重されます。1989年に国際連合の総会でつくられた「子ども(児童)の権利条約」は、子ども(18歳未満)の権利の保障にとって重要です。日本は1994年に加入しました。

「子どもの権利条約」は、子どもの権利や自由を尊重し、子どもが幸せに生活できるようにすることを目的としています。そして、子どもを権利の主体ととらえ、その人権を保障しようとしています。

④「子どもの権利条約」(一部) 子どもによる子どものための「子どもの権利条約」 小川尚子・福岡昭彦より

✿ 不当な差別や人権侵害を防ぎ、人権尊重の考え方を深める教育や啓発のための事業を進めよう。2000年12月、人権教育・啓発推進法が施行されました(→p.164)

✿ 世界の子どもの生活のようすを調べ、子どもにはどんな権利があるのか考えてみましょう。